

パブリックコメントに寄せられたご意見と町としての考え方

案件名：第3次武豊町障がい者計画・第7期武豊町障がい福祉計画・第3期武豊町障がい児福祉計画

募集期間：令和5年12月12日～令和6年1月11日

意見の提出件数：3名（19件）

No	頁	意見の概要	町としての考え方
No. 1	P11	(1) アンケート調査結果からの意見・課題 町民向け調査も実施されているが、P11～のアンケート調査結果からの意見・課題に反映されているのか？反映されている場合、内訳を記載いただきたい。	頂いたご意見を踏まえ、追記するよう修正しました。
No. 2	P27	(1) 防災対策の推進 5つめの項目にあたる「災害時等の緊急時の対応力の強化」だが、災害時にも安心生活支援事業・緊急一時的宿泊事業の活用を行っていく方針なのか？その場合、どのように仕組みをつくっていくのか？具体的に記載をいただきたい。	令和6年度障害福祉サービス報酬改定により「緊急一時的宿泊」は、障害福祉サービス報酬へ移行することとなりましたので、文言を修正します。 また、緊急時への対応に備え、個別事例ごとに緊急時の対応の仕方や協力機関の整理がされるよう地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討する旨を掲載します。
No. 3	P27	個別避難計画の策定の推進 個別避難計画を、自主防災会だけでなく、相談支援専門員等の関係者を交えて作成となるようお願いしたい。	専門的な対応が必要な場合が想定される方につきましては、対象者の心身の状況把握や障害福祉サービスの利用調整を行っている相談支援専門員などの関係者も交えた作成を行うことが重要であると考えます。 そのため、相談支援専門員等の関係者へは個別避難計画作成の必要性や制度の共有をした上で個別避難計画の策定に取り組みます。
No. 4	P27	施策 個別避難計画の策定の推進 「武豊町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、必要に応じて自主防災会や相談支援専門員等の関係者との連絡・調整を行います。」とありますが、障がい者の状態、家族環境を一番把握しているのは相談支援専門員です。相談支援専門員と福祉課が主導で個別支援計画を作成、防災交通課、自主防災会と連携・調整するのが早く実用的な計画を策定できる方法と考えます。相談支援専門員が主体として作成するのではなく、「必要に応じて」しか関わらずに作成される計画は机上の空論であり、現実に災害が起った時に混乱を招きかねないと考えます。今回の能登半島地震において一般の避難所での生活が難しい障がい者らが被災自宅や車中泊を余儀なくされ、苦境に陥っている記事やニュースを目にし、早急に実用可能な個別避難計画策定を強く望んでいます。	No.3と同様の回答とさせていただきます。 また、計画の文言を「必要に応じて」から「対象者に応じて」に修正しました。
No. 5	P31	(3) 医療的ケア児の支援 協議の場（町内・子ども部会）の活用や圏域での課題共有等についての記載も必要ではないか？再考いただきたい。	医療的ケア児に関わる協議の場の設置につきましては、54ページに掲載のとおりですが、31ページにも掲載しました。
No. 6	P41	5 障がい者計画の数値目標 基準値（令和4年）の記載があるが、アンケート結果より等の根拠の記載があるといいのではないか。	頂いたご意見を踏まえ、追記するよう修正しました。
No. 7	P46 P51	(1) 福祉計画の入所者の地域生活への移行 目標値に対して実績0との結果となっています。なぜ実現できなかつたのか理由を記載いただきたい。きちんと検証していないかないと、向こう3年も同様の結果となり、計画を策定している意味がなくなるのではないか。また、入所者がプラス5名となっている。今後、どういった場で検証していくのか？具体的な方針の明記が必要なのではないか？	本計画は、基本的な方向性を示すものとの認識のもと作成しており、対象者の個別の事由によるため掲載内容の目標未達成の理由につきましては差し控えさせて頂きます。 地域生活への移行に至らず入所者が増員していることに関する検証の場につきましては、相談支援事業所連絡会において、問題提起を行い、検証等を進める旨を追記します。
No. 8	P50	(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 どういった研修に参加されたのか、具体的な記載を頂くことは可能か。	頂いたご意見を踏まえ、代表的な研修を追記するよう修正しました。
No. 9	P54	②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後統制サービス事業所の確保 圏域で確保との記載になっています。利用するには距離があり、利用者に大きく負担が生じています。町内で確保できない場合の具体的な支援を検討していく場を確保するなど方策を記載していただきたい。	個別の要望につきましてはその都度検討を行いますので、本計画への掲載は差し控えさせて頂きます。
No. 10	P54	「令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で確保することを目標とします。」とありますが、やはり町内に確保することが必要と考えます。圏域でたとえ、近隣市町の事業所であっても武豊町まで送迎をしてくれるとはかぎらず、保護者が送り迎えをしなければならない場合は保護者に負担がかかると同時に長距離を移動することは重症心身障がい児本人の身体にも負担がかかるため、利用を断念する等も起きやすいと考えます。町内に利用できる事業所があることは障がい児本人の身体への負担軽減と保護者の負担軽減、さらに武豊町で暮らすことの安心にもつながります。圏域で確保することを目標とするのではなく、まずは誘致活動をするなどして「町内に確保することを目標とする。」べきと考えます。	身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障がい児を支援する事業所に対し、近隣市町や町内への設置を呼びかける旨を掲載します。 しかしながら、全てのニーズを町内の社会資源で確保することが困難であることから国の基本指針のとおり圏域での確保を行うことを目標としております。
No. 11	P56	(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築 町職員の研修への参加が記載されているが、どういった研修に参加されるのか？等の方針を記載いただきたい。研修計画の作成などもぜひ検討いただきたい。	県の研修計画や民間企業が行っている研修会の開催予定が不明瞭であることから、社会情勢の変化等に対応する情報共有等が効果的に行われている圏域基幹会議に参加する人数として掲載しておりますので、文面を修正します。

No. 12	P60	町内にて、幼少期から医療的ケアなった医療的ケア者、重症心身障がい者利用できる短期入所、入所施設がありません。 圏域と言っても、距離があつたり、希望者が多く、思うようには利用できない現状です。 体制整備を希望したいです。	ご指摘のとおり医療的ケアが必要な障がい者、重症心身障がい者が利用できる短期入所や入所施設等が町内ではなく、圏域での確保により体制整備を行っております。 できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となるよう近隣市町や町内への事業展開に関する働きかけを行うことで、体制整備に努めて参ります。
No. 13	P62 P72	P62（4）相談支援、P72（2）障害児相談支援 相談支援専門員・相談支援事業所不足が切実な問題となっているが、どのように増やしていくのか等具体的な方策を記載いただきたい。	具体的な方策につきましては、事業所の状況等が異なり、一律ではないため、掲載は差し控えさせて頂きます。
No. 14	P66	（5）日常生活用具給付等事業 「用具の種類については、必要に応じて見直しを行います」との記載をいただいているが、どのように声を出すと、見直しいただけるのか。	ご意見の内容は、見直し要望に係る手法に関する内容であるため、本計画に掲載することは差し控えさせて頂きます。 個別の要望は福祉課へご相談ください。
No. 15	P68	「訪問入浴サービスについては町内のサービス提供事業所が事業廃止したことにより、利用実績がなくなったことから、本計画期間中の利用は見込んでいませんが、利用希望があった場合には、サービス提供者等の協力を求めます。」とありますが、事業所が無くなってしまったためにサービスを利用できなくなつたのであって、利用希望が無くなつたわけではなく、利用希望者は存在しているはずです。やはり、町内のサービス提供事業所が無くなるまで利用されていた方はもちろん利用希望されているはずでとりあえずは圏域のサービス提供事業所を紹介するなどの対応と共に町内にサービス提供者の誘致等の努力を町にはお願いしたいと思います。	見込み量を確保するための方策の文面を修正します。
No. 16	P69	（11）地域移行のための安心生活支援事業 緊急一時的宿泊の見込みが0になっているが、拡充を図るとの記載がある中、設定の根拠を記載いただきたい。	令和6年度障害福祉サービス報酬改定により地域移行のための安心生活支援事業は、障害福祉サービス報酬へ移行することとなったため、地域移行のための安心生活支援事業に関わる掲載を削除します。
No. 17	P72	（3）保育所等 ここで記載するべきがどうか不明だが、学校在籍人数における障がい児の割合が不明なため、特別支援学級の在籍人数の推移も記載いただきと現状がリアルに分かるのではないか？（P32～のほうがいいのか？）放課後等デイサービス利用者も増えている中で、その背景となりうる要因となるデータを掲載いただきたい。	障がいのある方の状況につきましては、基本情報として、7ページから人口・各手帳所持者数・サービス利用者数・障害支援区分認定状況を掲載しております。ご意見にあるような特定の情報の掲載は差し控えさせて頂きます。
No. 18	P73	ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの受講者数がコロナ禍であるにもかかわらず、共に令和4年度は令和3年度より大きく増加したものの、令和5年度は共に減少してしまっています。令和6～8年度はその減少した令和5年度と同数を見込まれていますが、減少したままの数値を見込量として設定されているのは何故でしょうか？増加は見込めないのでしょうか？ 令和5年5月からコロナが5類に移行し、令和4年度よりも参加しやすい環境となっているはずですが、受講者数が減少したことについて感じます。講座の周知活動がうまくいっていないのか、はたまた対象となる保護者のニーズに合っていないため、参加申し込みがされずに減少に至ってしまったのか理由があるのならば、その分析結果を記載する必要があると考えます。減少に至ったままの数字が令和6～8年度の見込量とされているのはその理由が今後もしばらく影響すると考えられているからでしょうか？ また、令和5年度の減少した数値と同数値を令和6～8年度の受講者数と支援者数の見込量としているにもかかわらず、ピアサポートの活動への参加人数が134人ではなく、150人に増量されている理由を説明願います。 あと「ペアレントトレーニング」、「ペアレントプログラム」、「ピアサポート」の語句の説明文記載が必要だと思います。	ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの受講者数につきましては、周知活動の再検討等を図る中で、令和6年度以降の見込み数を見直しました。 ピアサポート活動につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことなどを受け、リフレッシュカフェに参加しやすい環境となったことから150人への増員としました。 「ペアレントトレーニング」「ペアレントプログラム」の説明につきましては、現行の見込量を確保するための方策に掲載のとおりとしますが、「ピアサポート」につきましては、説明文の追記をさせて頂きます。
No. 19	その他	医療的ケア児については、国の基本指針から支援するコーディネーターの設置や、協議の場が設置されたとの事ですが、既に医療的ケア児ではなく、医療的ケア者になってしまった方への支援はないのでしょうか。 何処にも、記載されていないのが、残念に思います。	障がい者計画の具体的施策として、今回から新たに「（3）医療的ケア児の支援」の項目を設けておりますが、「（3）医療的ケア児者の支援」に変更します。また、P30に「医療的ケア児等に対する包括的支援」という項目を設けておりますが、項目名を「医療的ケア児者に対する包括支援」に修正します。 なお、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る「医療的ケア児」に関する掲載につきましては、国の基本指針に則った文言とするため現行のまとさせて頂きます。